

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機 設計及び工事計画）【12】

2. 日時：令和3年11月2日 10時30分～11時15分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

照井安全審査官、岩崎保安規定二係長

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理）他10名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

・なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい。規制庁のテリイです。それでは、島根 2 号の設工認のヒアリングを開始したいと思います。それでは中国電力から説明をお願いいたします。
0:00:14	中国電力のナカシマです。
0:00:16	では、初めに本日の資料について確認させていただきます。
0:00:21	全部で 4 図書ございまして、すべて提出日を 10 月 27 日です。事業番号ですが、NSに
0:00:31	039040042043 の
0:00:38	四つとなります。資料をお手元におそろいでしょうか。
0:00:44	規制庁のテリイで大丈夫です。
0:00:48	聴電力ナカシマです。ありがとうございます。それでは比較表を用いて、先行とのそういう箇所を中心に説明させていただきます。
0:00:57	まずは資料番号NSき 039 の第 39 条廃棄物処理設備等について説明させていただきます。
0:01:07	通し番号で 31 ページの比較表をご覧ください。
0:01:17	まず初めの相違理由別は、設備の相違としていますが、
0:01:22	こちらは気体廃棄物処理設備、液体廃棄物処理設備、固体廃棄物処理設備のそれぞれの施設がプラントによって異なる設計となっているために総意としてます。
0:01:35	次のページをお願いします。
0:01:40	続いてですが、運用の相違している箇所ですが、島根 2 号機は設置許可変更したし、設置変更許可申請において、他剤の変更について申請しておりますので一文追加をしております。
0:01:56	他剤の変更については、今回の新規制工認とは別に工認設工認申請を行いますので、今回の申請としてお連成のプラスチック固化体を保管しないこと及びプラスチック固化効果に関する機器の撤去とセメント固化に関する機器の追設を今後行うこと。
0:02:15	を記載しております。
0:02:19	次の相違ですが、資料構成の相違としていますが、
0:02:24	こちらは東海第 2 の記載内容について、島根 2 号機では、別の項目で記載していることを示しています。
0:02:31	なおこの内容に関しては、第 15 条
0:02:35	設計基準対象施設の機能に関する基本設計方針にて別途御説明いたします。
0:02:43	続いて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:45	次の相違理由で設備の相違としておりますが、こちらの相違理由ですが、当社の記載の誤りがあるものでしたので、訂正の説明をさせていただきます。
0:02:57	東海第 2 と設備の相違としていますが、ここでは、気体状の放射性廃棄物の放出先を示すべきであり、島根 2 号機では、排気塔以外に焼却設備などがあるサイトバンクの
0:03:12	排気孔がありますので、
0:03:14	排気塔等を記載するべきでした。
0:03:18	現状の記載は気体廃棄物処理設備としての放出先を記載しております。
0:03:23	記載を修正させていただきます。申し訳ありません。
0:03:27	記載の誤りの説明については以上です。
0:03:31	次のページをお願いします。
0:03:39	運用の相違を記載していますが、固体廃棄物の移送容器について、東海第 2 との相違点を示しております。
0:03:48	固体廃棄物の輸送容器を
0:03:51	発電所構内のみでの輸送に使用しますので、適用規則として炉規則に持って紐づく事業所内運搬に関する告示を記載しております。
0:04:03	なお、色彩に違いはありますが、要求される線量当量率については、どちらの規則も同じ値となります。
0:04:13	それ以外の記載については記載表現のそういう表せ波線のみですので、先行プラントの記載内容と同様の記載です。
0:04:22	39 条の説明は以上になります。
0:04:26	続いて、NS2E040 の第 40 条、
0:04:33	廃棄物貯蔵貯蔵設備等について説明させていただきます。
0:04:39	資料の通しページで 15 ページの比較表をご覧ください。
0:04:49	こちら資料構成の相違としていますが、先ほどの 39 条でもありましたが、階段に他の記載内容について、島根 2 号機では別項目で示していることを示す記載していることを示しているものです。
0:05:05	先ほどと同じく、別途第 15 条。
0:05:08	の基本設計方針 2 の説明時にまとめて説明させていただきます。
0:05:15	その他記載表現のそういう合わせな店のみですので、先行プラントと記載内容は同様の内容になっております。
0:05:24	40 条の説明を以上です。
0:05:29	続きまして、資料番号 MS2E042－
0:05:35	第 42 条生体遮へい方法について説明させていただきます。
0:05:42	比較表でと通しページ 13 ページ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:46	をご覧ください。
0:05:54	こちらですが、設備構成の相違として中央制御室待避室の法制などの違いから期待している遮へいが異なっていることを示しています。
0:06:06	それ以外の記載については記載表現のそういう津浪線のみですので、
0:06:11	前項と同様の記載となっております。
0:06:15	42 条についての説明は以上です。
0:06:21	続きまして資料番号NSに 043 の第 43 条換気設備について説明させていただきます。
0:06:31	通し番号で 13 ページ。
0:06:34	その人表を
0:06:35	ご覧ください。
0:06:42	失礼しますと 14 ページのほうで、そういう理由としましては 74 ページからになります。
0:06:50	設備の相違として上期設備の系統設計などの違いからプラント特有の内容をそい箇所として示しています。
0:07:01	続く 15 ページ。
0:07:04	でも、同じ内容で東海第 2 棟設備の相違と、
0:07:09	しております。
0:07:12	次の 16 ページ。
0:07:15	S5、
0:07:16	こちら非常用ガス処理系に関する記載で、
0:07:21	こちらそういうですが、先行プラントと系統構成が異なることと島根 2 号機のフィルタ装置については、全治フィルタと高知フィルターで分かれていることについて設備の相違として示しております。
0:07:36	その他の記載については記載表現のそういう示す津波線のみですので、先行プラントと。
0:07:43	同様の趣旨の記載となっております。
0:07:47	当社からの資料の説明は以上となります。
0:07:54	規制庁のテレイですご説明ありがとうございます。それではまず 39 条からましようね。はい。質問コメントありますのでお願いします。
0:08:08	規制庁のイワサキです。
0:08:11	31 ページと 39 条の 31 ページなんですけれども、
0:08:21	以前、なんか別途のヒアリングで例えばの機器月ホールドアップ塔とかの気が付くとホールドこないだなかなかポツは中野いらぬ方法だつての気圧ですけ

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ども、そのちょっと下に出てくるランドリード連携とかのフィルタスラッジをこんなことが入っている。これは何かあります。
0:08:40	これはこの中ポンプがいるっていう
0:08:44	理由をちょっと
0:08:46	瑣末なあれなんですけど、ちょっと教えていただける。
0:08:54	中国電力のナカシマです。
0:08:56	こちらの記載についてですが、こちらについては既工認、
0:09:01	もったきからお願いに表現しておりましたので、工認記載に合わせている状況です。
0:09:08	以上です。
0:09:19	中部電力ナカシマですがその補足しますが後任の基本設計方針っていうのはございませんので既工認の中である読む京都など、
0:09:29	主要設備を記載している方などのところの
0:09:32	名称だったり、
0:09:35	ものの名称がすでにあるものはそちらに倣って記載しているということです。以上です。
0:09:43	規制庁イワサキです。ありがとうございましたばかりみたいとそのなかよ。
0:09:48	よく要目表となっている。
0:09:51	ということでちょっとちょっとぶれがあるように見えますけど、その要目表の通りに書いていただいているということで理解しました。
0:10:05	もう1校ができないと。
0:10:07	7 ページのですねプラスチック固化剤の
0:10:12	記載なんですけどごめん、ちょっとこれちょっと教えて欲しいああやってなくての
0:10:18	プラスチック固化したものって今あるでした。
0:10:26	中国電力の南です。プラスチック固化は現在も少ししております、プラスチック固化体という廃棄体の状態で貯蔵所に保管しているものがあります。以上です。
0:10:40	規制庁イワサキですが今あるその固化したものっていうのは、後の別途申請されるこのセメント固化に変える申請のときにその今ある固化したものをどうするかちゅう説明は、
0:10:57	後の申請であってされるっていう理解でいい。
0:11:05	中国電力の南です。今プラスチック固化ので作りました。プラスチック固化体、国家の廃棄体につきましては、プラスチック固化設備を作るときにねこれらは、今、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:21	6ヶ所ですね埋設センターに送付へ送ることができますのでそのようにして廃棄していくと今残ってるものですね、阿部セメント固化設備に変えたと思う。いずれ送付できるようにして搬出できるようにしまして、
0:11:38	6ヶ所のほうに反することを考えておりますので、セメント固化設備になったときはですねセメント固化設備としての別名とセメント固化体を今後送りますというようなことは御説明させていただくことになるかなと思っておりますが、残っているプラスチックで本屋での説明として今も遅れることができる。
0:11:58	というような説明することも可能レベルは基本的には現状すでにもう特に困るというようなことはないというふうに考えております。以上です。
0:12:10	規制庁イワサキですわかりましたもうすでに説明済みということで了解しましてありがとうございます。
0:12:16	私からは以上です。
0:12:25	規制庁のテレイです。私から何点か確認振っていただきたいんですけど。
0:12:33	一つ先ほどのイワサキの質問の31ページの比較表の中ボックスの件ですけど、これで全体を通じて、既工認の要目にああいう名称は中ぽつがついてるものは何か事をつけているし、
0:12:51	そうじゃないものは周りは今回新たに要目に入れる入った降下
0:12:59	基本の方針だけに出てくるというのは何か補足を掘ってるという、
0:13:04	そういう理解でいいですか。
0:13:16	中国電力のナカシマ率を理解いただいている通りです。中ぽつ学校機構に別に記載されているような名称で出させていただいているものは、その名称を今回も記載して、
0:13:30	以上です。
0:13:32	それと私わかりますから非常に本目側も特に既工認で対象となっているものは、記載の適正化みたいところで、名称の変更もそんなことみたいなことはせずに進めた名称のまま使って、それと形で基本の方針、
0:13:48	を変えるってことですね。
0:14:11	今の私の声聞こえ
0:14:14	中国電力のナカシマです。調書を持ってください。
0:15:21	中国電力のナカシマうつお時間いただいてそれがちょっと来工認の記載を、うちのほうでいま一度確認しているので、少しお時間時間がかかっております。すいません。
0:15:33	規制庁のてる今こそ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:36	答えられないならんともし違う整理をされているところがあるんだったらそれは整理はっばい通して書いていただければ結構。今ちょっと改めて調べて確認をしておいていただければと思います。ちょっとあの
0:15:51	お時間かかるということでほかのことってますけど、比較表の 33 ページの
0:15:58	39 条の 14、一番下のところですね、(2) のところで、
0:16:06	床面は、
0:16:07	いうところの 3 行目のかつの後ろが
0:16:12	気体状のものをよく流体状の放射性廃棄物となっていて、その 2 行下は、流体状の放射性廃棄物
0:16:23	と書いてあるんですけど。
0:16:27	下のほうには、
0:16:30	気体状のものはどうぞかれないってこと。
0:16:38	或いはこの(1)の漏えいしがたい構造のほうの 2 行目にも流体状の放射性廃棄物
0:16:47	そう書いてあるけど、
0:16:49	これも気体状のものが、はい。
0:16:54	その辺のちょっと包含関係を説明していただきたいんですけど。
0:17:14	中国電力ナカシマです。
0:17:16	ちょっと待ってください。
0:17:27	中国電力のナカシマですと先ほどのご指摘の記載ですけれども、気体状のものを除くってところの記載については隻。
0:17:37	に関する
0:17:38	記載ですので、その席では気体状の放射性物質
0:17:43	漏えい等防止ができない。
0:17:45	ここに関しては、流体状の放射性物質についてを記載しております。
0:17:52	以上です。
0:17:58	計調のテルイです。
0:18:01	そういう意味で、その格好
0:18:04	一致。
0:18:05	なんかは書いてあるのは、
0:18:07	壁面及びその両者の接合部が海水を有する設計と
0:18:12	それことで入退場のっていうことに
0:18:17	書いてあるんですけど、これ、これは、
0:18:21	この接合部を体制性を有する設計とすると。
0:18:24	気体状のものを含む。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:28	或いはさつき(2)の活動の前段部分は、
0:18:34	別にどの
0:18:36	床面の傾斜または見込みに設けられた見込みの傾斜により流体状の放射性廃棄物とか排液受け口に導かれる方、
0:18:46	ていうのは、ここの流体状は排液受け、
0:18:52	もうに導かれるということは、
0:18:55	液体だけのような気もしなくもないんですけど。
0:19:15	中国電力のナカシマですと厳密にはこれ確認はいたしますが、基本的には
0:19:22	液体廃棄物一級大量の放射性物質についての記載。
0:19:27	以上になっていまして、
0:19:29	現状のその気体状のものを除くってというような記載は技術基準の要求から
0:19:36	うんも記載をそのまま記載させていただいてるというような状況にはなっておりますが、ちょっと考え方についてということで一度整理いたします。以上です。
0:19:50	規制庁の、
0:19:52	そういう意味です。
0:19:56	ちょっと私もあの基準の考え方の確認をしておきます。
0:20:04	それから、
0:20:07	比較表の 32 ページでってどう
0:20:12	プラス他の話等のところですね。
0:20:16	この運営。
0:20:20	この話は多分基本的方針として、今回はこれで書いておかなきゃいけないというか、その通りかなと思ってるんですけど。
0:20:34	ここで言ってるその 2 号機の再稼働の規定に
0:20:38	ていうのは、
0:20:40	どういう意味を表している。
0:20:46	具体的にともどのタイミングを今想定されてるのかというのを説明していただきたいけど、
0:20:54	中国電力の南です。今ですねこれは基本設計方針にここ記載させていただきましたので、最終的には基本設計方針の検査を行ったことになってると考えておまして、そのプラスチック固化材がないこと。
0:21:11	設備が撤去されているとかもしくはもタンクの中にプラスチック代がないということで、そういうことを継続確認するということが今後発生すると考えておりますので、その検査の持ってその利点を再稼働ここで出ないかと思うんで点と。
0:21:29	いうところで、それ以降はプラスチック答お好み持ち込まないということを考えております。以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:21:40	規制庁の定義ですけどその検査をやる時点
0:21:45	そういう
0:21:46	逆に言うと、なくなると検索ができないってことで、
0:21:52	だと思うんですけど。
0:21:56	それを同じレベルで、
0:21:58	保管すること。
0:21:59	すみません、中部電力の南です。はい。なくなると、検査ができないというのは考えておまして後任が今後認可されまして、そのあと個別機器、個別の事象について検査をしていくことになるんですけど、その検査。
0:22:16	このものについての検査を行ったときというところで考えてございます。
0:22:22	以上です。
0:22:24	規制庁のテルイの考え方はわかりました。その上で、
0:22:32	時時点
0:22:33	ていうのは今の御説明では保存時点以降をどうおっしゃってたんですけど。
0:22:41	その時点であくまでもまさに決定な保険でその以降のっていう趣旨が、
0:22:49	今の
0:22:50	記載では、いわゆる読みにくいかなと思ったんですけど、それはこここの記載で読めると思っている。だから今、御説明をいただいたんだと思うんですけど。
0:23:04	中国電力の南です。墓石は理解しました現状ですね設置許可の相続説明資料に記載した内容で記載をしたというところではありますので、考え方は先ほどのおっしゃる通りですし、我々もそう思っておりますし、
0:23:22	それ以降は二度と新しく課題を保管しないというふうに考えてございますので、それがます工認の記載ですのもう少し明らかに合わせるだけではなくてもう少し来明文の記載、今考え始めてるような記載に少し記載ぶり変更させていただきたいなと思っております。以上です。
0:23:45	規制庁の古井です。2 ます。
0:23:50	どうぞ。
0:23:51	おっしゃる通り、ご理解の通りですね基本設計方針として何を書くべきかということだと思っておりますので、趣旨は理解をしましたけれども、
0:24:04	KKとかいうということでは、であれば検討していただければと思いますし、
0:24:10	あともう 1 点確認したいんですけどそうするとこの今後の貴国のちょっとまた先の話になってしまうんですけど。
0:24:20	攻めエコカー申請するときは、この基本設計方針も何らか変わるようになるんじゃないでしょうか。今もし考えがあれば、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:29	この説明をしていて、
0:24:34	中国電力の南です。セメント固化設備の今後、その結果に申請させていただく際にはクラシック課題の状況を時降雪工認申請させていただくときの状況にもよりますけど。
0:24:50	何らかこここの記載はもちろん今後のところの部分とかは特にですね、変わってくるものというふうに考えてございます。以上です。
0:24:59	弊社のテルイです。わかりました。私から確認したいことは一応別
0:25:05	とりあえず 39 条、
0:25:12	そう。
0:25:14	次、40 条いきたいと思いますけど、全部ではないかと思えます。
0:25:23	規制庁イワサキです。
0:25:26	15 ページの
0:25:31	共用についてと書かれているところなんですけど、これ、
0:25:37	は 15 条のところの説明と、いうふうにおっしゃった、この共用っていうのは 1 号と共用
0:25:46	ですよ。
0:25:49	中国電力のナカシマです。ご理解の通り 1 号機との共用についての記載になります。
0:25:55	はい、わかりました。すいませんサイトバンクなど、
0:26:00	全号機共用のものもあります。
0:26:03	以上です。
0:26:07	だから、この辺の共用名護と共有するかっていうのを今後、その 15 条のところでご説明いただけるということで、
0:26:14	1 回しますと、
0:26:18	どう。
0:26:20	16 ページの排水量のところなんですけど。
0:26:25	これは今後中排水量の図面か何かを全部お出しいただいて配給処理議会処理設備の下にはありませんよねというような中、そういう説明がなされるということでもよろしいですか。
0:26:57	中国電力のタハラですと、今回、こここの部分経営の変更がないので、基本的には出す予定がなかったものと理解しています。以上です。
0:27:13	先生わかりましたありがとうございます特に、とりあえず私からは以上です。
0:27:20	規制庁のテルイです。10 比較表の 16 ページで基準に合った形の運搬車のファン 1639 条の 14 条の 5、或いはその下の 40 条の 6 のところで、
0:27:37	な未然引いてあって、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:41	線香等、記載の表現を変えてるんですけど。
0:27:46	このように期待をした理由って何かあるんでしょうか。
0:27:53	東京會館理由について説明していただければと。
0:27:58	中国電力のナカシマです。
0:28:00	基本的には文章の構成などから、
0:28:05	例えばですけども、
0:28:08	16 ページ 40 条の 16 ページ。
0:28:11	続いてですけど、技術基準のほうから、汚染の拡大を防止する設計とすることという趣旨の要求
0:28:18	受けているものに対する表現として申すできる設計とすると今の言い方はあれですけど能動的な表現などが適しているかと。
0:28:27	考えてい表現にしたものですけども、
0:28:31	保守的な土質の先行の期待なども踏まえてっていう観点もありますので、
0:28:36	議題についてはいま一度検討させていただきます。以上です。
0:28:42	規制庁のテルイ術あのご出資はわかりましたけれども、
0:28:55	あまり大きな違いがないのかもしれないんですけど、今の表現ぶりのできるという期待
0:29:04	ですと、
0:29:06	何か
0:29:08	いやいや、予断を持った書き方をしてるような気がしてです。
0:29:12	その点も踏まえないであります、この記載を踏まえて、改めて検討いただき、
0:29:21	それからどう思います。以上です。
0:29:34	はい、続い十分ナカシマすみません。先ほどの御指摘を踏まえまして修正の方向を踏まえまして検討させていただきます。以上です。
0:29:43	もうそれで水が入ると、じゃあ、続いて 42 条ですけど。
0:29:52	はい。
0:29:55	じゃあ、42 兆それからソフトのところとそうなの最後業務人数班長、
0:30:05	はい。
0:30:08	規制庁イワサキです。8 ページのですね、
0:30:13	様式なんのほうなんですけど、
0:30:23	非常用ガス処理系はとかいってやって、
0:30:33	工事、工事計画認可申請書のほうですね。
0:30:41	その 3 行下んとこ要素チャコールフィルタ等を含む非常用募集一系前置きガス処理。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:50	どういふうに続いているんですけど、
0:30:55	市設置許可の講座等を特に等々がなくて、非常用ガス処理系の中身について、質問状競争し融資を効率的に対応するチャコールフィルタからなるとなっていて、この
0:31:15	本人で書いてあるほうの要素チャコールフィルタ等の等は、
0:31:20	何か別途何か。
0:31:22	工認である。あるのに、何か入れ込んだ設備っていうか何かその要素があるんですけど、ちょっと御説明いただければと。
0:31:46	中国電力のナカシマです。
0:31:49	御指摘の箇所ですけども、工認申請単位という観点でいくと、現状記載しているフィルタ関係だっただけにはなるんですけども、ここで等と入れて
0:32:02	この電池ガス処理系、
0:32:03	それに装置フィルタポチがそれをこちらにはこの今記載しているもの以外にも構成している。
0:32:10	ものもちょっと加熱コイルでしたりとか、そういう細かいものもありますのでそういったものも踏まえてっていうことで表等っていうことで表現しているものです。以上です。
0:32:28	規制庁イワサキです。
0:32:38	だから、設置許可のときは大きなものしか挙げてなくて、
0:32:44	本人では、もっと細かい報復含むので等で丸丸めとかまとめているということですか。
0:32:55	中部電力のナカシマです。
0:32:58	御理解の通りです。はい、わかりました。
0:33:01	軽重イワサキわかりましたありがとうございます。
0:33:10	これ、ちなみにその細かいやつ。
0:33:13	被許可でわからなかった。
0:33:17	理由はというか何か別書く必要がなかったので、あえて書いてなかったって書いてなかったということ。
0:33:35	中部電力のナカシマです。設置許可のほうで直効率に関するところに記載。
0:33:41	しておりまして、
0:33:44	工認のほうで構造などの構造図なども出てきますのでそういったことを踏まえて、
0:33:49	というふうに
0:33:52	その他のものも含む形で表現をしていくところですよ。以上です。
0:33:57	起こりますと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:03	MWtですよねっと比較表の
0:34:09	14 ページ。
0:34:11	なんですけど
0:34:14	13 ページからでもいいんですけど、この辺の中央室で空調換気とかの原子炉棟空調換気してるんですけど、今日は例えばなんかすべて関係は止まっていたと思うんですけどこれは名称の変更は、
0:34:31	どしどし名称の変更を行ったのかちょっと
0:34:34	教えていただければ。
0:34:43	中国電力のナカシマです。
0:34:46	こちら名称のグレーなんですけども、設置許可のときは、設置許可既許可のほうの名称に倣って作成しておりますのでそれに倣うと空調という方も抜けまして、
0:34:59	調査月曜制御室関係という名称になっています。一方で、今回の工認だと、既工認で空調換気系っていうふうな名称で、
0:35:11	記載して出ささせていただいておりますので、それに倣った記載になっております。なのでちょっと来機構に許可の時点で表現のぶれがあったものをそのまま今回も引き継いでいるという状況になります。
0:35:27	以上です。
0:35:31	生協イワサキです。
0:35:33	機工アナログ機器工認からのブレーカーと1/合うわかりましたと。この空調機器っていうのはじゃあ何というかここにおなんていうか、正當なっていうか、正しい
0:35:51	名称。
0:35:53	ていうのはそそういうことでよろしいですか。
0:35:59	中部電力のナカシマです。ご理解の通りです。本人の方では、空調換気系ということな名称が正しくない。
0:36:08	以上です。
0:36:15	いや、規制庁イワサキ率を図りましてもし可能であれば何かそのそろえることを検討していただければと思います。はい。私から以上です。
0:36:39	規制庁のLfじゃあ私からいってというような傾向というのはあまり基本設計方針の話、中国電力ナイトウです。
0:36:49	ちょっと先に、先ほどの件補足させてもらってよろしいですか。どうぞ。
0:36:55	工認に記載してる系統名とか設備名は基本的に
0:37:02	発電所の当面と説明だったので、後任の方変えるというのはなかなか難しい対応になると認識しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:12	設置許可のまま、
0:37:14	ちょっと、
0:37:15	個人的な考えかもしれないんですけど一般的な記載がされていて、
0:37:20	後任の方は、設備名称の夜景と名称が合ってるかの発電所の実態となっているというものになっていると認識してもらいます。以上です。
0:37:33	軽重イワサキ座わかりましたよよりなんていうかその設備に近い名称のほう学校人間そういうイメージになっているということでさわかりましたありがとうございます。はい。
0:37:47	はい。規制庁のテルイする御説明っていうか確認をさせていただきますと、
0:37:57	非常用ガス処理系、今日のデータが 16 ページですけど。
0:38:06	基本的方針でうたってる通り、
0:38:14	各内容負圧に保つながら、
0:38:18	訓練関連交付できる設計とするという基本的方針か。
0:38:23	あって、
0:38:24	許可で少し話も聞いてますけど少しあの今回の新基準対応で非常用ガス処理系の配管の吸い込み側の配管の取り回し溶解セルをもうけど。
0:38:38	なんかその配管の取り回しを変えたことに伴う影響みたいになってどっかの説明書で説明を
0:38:48	姑息なのかもしれないんですけど、は、今、御用意
0:38:53	して、
0:38:55	らっしゃるかどうかって言うので。
0:39:12	中部電力のナカシマですし、今、すぐどの資料に記載を、
0:39:18	が入っているか入っていなかった速度すいませんできないんですが、設置許可のときに説明させていただいた内容。
0:39:25	今回工認でもどこかで、
0:39:29	見えるようにということを変動させていただこうと思います。
0:39:33	以上ですが、検査のテルイです。わかりました。
0:39:37	どうぞ。
0:39:40	はい、以上その点は確認だけしときたかったんですよ。
0:39:47	目下一応一通りありましたけど、
0:39:51	何かありますか。
0:39:54	そうすると、
0:39:55	それぞれ今のところ持つて側から追加の確認はないんですけども、中部電力から何かありますか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:14	中国電力のタハラです。39条で少し議論を少しいただいたデータ以上の放射性廃棄物ですかね、そこに期待値を含むんですか含まないですかというところですけども、
0:40:29	正直と技術基準規則とその解釈を
0:40:37	読みながらつくっておりますので、基本的に流体への放射性物質には来た以上は含まないという理解でいますんで、気体状の記載が入っているところは、技術基準のほうでちょっと途中でですね、第1、
0:40:53	2項の2号ですかね、のところに、
0:40:57	気体状のものを除くというのはちょっと途中で出てきていまして、その売り上げといいますか。そこをちょっと表現しているところが
0:41:08	実態かなというふうに思っていますけども、
0:41:12	はい、一応それが今確認できた内容です。以上です。
0:41:18	規制庁のテルイです。ご指摘私も理解していて、御社として基準上、
0:41:27	今こちらで入ってくる。
0:41:31	状況になっているっていうのは来そうなので、こちら先ほど話もご回答しましたけれども、少し基準がね、ちょっと古い条文で多分昔から変わってない状況なので、どこまで遡り欠けがあるんですけど、少し基準が
0:41:48	どうだったのかというのは、改めてこちらでも確認をしたいと思います。以上です。
0:42:04	ほかということには何かありますか。
0:42:12	中部電力のナカシマです。当社のほうからはありません。
0:42:16	はい、じゃあ、
0:42:20	指摘事項の確認に参りたいと思います。
0:42:23	それから、
0:42:25	よろしいですか。
0:42:30	はい、中部電力のナカシマです。それではまず、39条の
0:42:36	行うS5、
0:42:38	ちょっと全体的に
0:42:40	お話にもなりますけども、設備名称なり系統目について交通中点ですね。
0:42:46	をつける。
0:42:48	は付けない。
0:42:49	っていうところの整理に考え方について整理統一をすること。
0:42:54	いうのと、今日、30、33ページですね、のほうで、
0:43:00	先ほどの流体状のそのPOS別の話。
0:43:03	のところがありました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:07	資料 5 と道路のコメントでもそうです。
0:43:12	あわせて一通りすいません流体状の放射性物質を放射性廃棄物に気体状のものが含まれるかを整理することということ。
0:43:20	同じ資料の 32 ページでプラスチック外の使用をやめる時期が記載について、また逆に検討すること。
0:43:29	どうぞってまず続いて 40 条、
0:43:32	についてですが、表現のほうでツールできるなどの使い分けについて考えを整理すること。
0:43:40	県記載の検討することっていう点です。43 条。
0:43:45	の方でつつじ配管の取り回しの変更吸込口の層厚について、
0:43:51	設置許可のほうですね。
0:43:53	あった内容についても設計設工認のほうでも、
0:43:57	説明すること。
0:43:59	というものの以上に
0:44:01	なっております。
0:44:03	不足なりはあるでしょうか。
0:44:06	規制庁美術 39 条の流体で話が先ほど
0:44:12	ご回答いただきましたので、それで今のところは、誤開等があったということで、にしておきたいと思います。またこちらでも基準だけにして何かあれば改めてお伝えしたいと思います。以上です。
0:44:27	中部電力ナカシマです。了解いたしました。
0:44:34	こちらからの確認は委員長ということで、
0:44:42	本日のヒアリングはこれで終了したいと思います。ありがとうございました。ありがとうございました。
0:44:49	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。